

この畑、お隣からずっと借りてるけど大丈夫かな・・・

昔からお隣に貸してる畑、いつ戻ってくるんだろう？



それ、**ヤミ小作**じゃない？

こんなことに心当たりはありませんか？



昔から親戚・知人に口約束だけで農地を貸している。

貸し借りの手続きをしているかどうか分からない。

貸し借りの手続きは面倒だからこっそり作付けしている。

**ヤミ小作はトラブルの元となりますので、
正規の手続きで農地を貸し借りしましょう！**

ダメ!! ヤミ小作!!



ヤミ小作を続けるとどうなるの？

農地を貸している方

- ・相続が発生した際、誰に貸しているかわからなくなることがあります。
- ・農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなることがあります。

農地を借りている方

- ・相続が発生した際、誰から借りているかわからなくなることがあります。
- ・突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。



口約束だけで農地の貸し借りはできません！

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。

農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、**農地の貸し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要**があります。

契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。



トラブルが発生しないようにするために！

農地を貸し借りするときは、必ず市町村や農業委員会へ手続きをしてください！

- 市町村や農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行えます。

また、「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう！

- 要件を満たせば機構集積協力金の交付や、固定資産税の課税軽減（農地を貸した方）を受けることができます。

安心して農業を行うため、正規の手続きで農地の貸借をしましょう！



詳しくは、お住いの市町村農政担当課、又は農業委員会へ御相談ください。